交渉(全労働京都支部)議事概要(平成27年11月5日)

京都労働局(当局)は、平成27年11月5日(木)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」により、地域間格差の拡大等が行われたが、職員の士気の低下とならないよう、関係機関に伝えること。

また、昇格・昇給、国家公務員の給与や諸手当を、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善することも関係機関に伝えること。

【当局】

給与の引下げや昇格・昇給制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼ し、士気にもかかわるものであると認識している。

当局としては、職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう要望を伝えていきたい。

2【全労働京都支部】

「雇用と年金の確実な接続」の実現に向け、定年年齢を65歳とするとともに、本 人希望に沿った多様な働き方を確保すること。

【当局】

定年延長制度の拡充を関係機関に伝えていきたい。また、定年退職予定者及び既再任用職員への意向確認等については、今後も適時行い、新規採用者の確保状況も見ながら丁寧な対応に努めていく。

3【全労働京都支部】

非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇、給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

【当局】

非常勤職員は、複雑困難化・多忙化を極める第一線の職場で、労働行政の推進のため懸命に働かれ、今やいずれの職場においても欠くべからざる存在になっているにもかかわらず、これに対する処遇等が決して十分なものになっていないことは認識している。

非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えていきたい。